明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（五三）　四
○公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（五四）　一〇
○障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律（五五）　一三
○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（五六）　一四
○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（五七）　二三
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（五八）　三三
〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五九）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三七

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

（法律第五三号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととした。

2　この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

（法律第五四号）（国土交通省）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正関係

1　基本理念

基本理念として、次に掲げる規定を追加することとした。

㈠　公共工事等に関する技術の研究開発等の推進及びその新たな技術としての活用（第三条第六項関係）

㈡　公共工事等に従事する者の休日等の労働環境の適正な整備についての配慮（第三条第九項関係）

㈢　新たな技術を活用した資材、機械、工法等の効果の適切な評価等によるその活用への配慮（第三条第一二項関係）

㈣　各段階における情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上への配慮（第三条第一三項関係）

㈤　脱炭素化に向けた技術等の活用への配慮（第三条第一四項関係）

2　発注者等の責務

公共工事等の発注者等の責務として、次に掲げる規定を追加することとした。

㈠　協定に基づき実施を要請する災害応急対策工事等に係る3㈢の保険契約の保険料等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めること。（第七条第一項第一号関係）

㈡　総合的に価値の最も高い資材等の採用に当たって、予定価格を適正に定めるとともに、発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。（第七条第一項第二号及び第六号関係）

㈢　地域の実情を踏まえ、競争参加資格等の入札に関する事項を適切に定めること。（第七条第一項第七号関係）

㈣　地域で十分に普及していない技術を有する事業者と地域の事業者との連携等の措置を講ずること。（第七条第一項第八号関係）

㈤　災害からの迅速な復旧復興に必要な能力を有する事業者と地域の事業者との連携等の措置を講ずること。（第七条第一項第九号関係）

㈥　契約に資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更等の定めを設け、その適用の基準を策定するとともに、適切に請負代金の額の変更を行うこと。（第七条第一項第一三号関係）

㈦　発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めること。（第七条第四項関係）

㈧　災害時の被害状況の把握に関し、必要な知識等を有する者を活用するよう努めること。（第七条第六項関係）

㈨　目的物の維持管理を、その備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により適切に実施するよう努めるとともに、当該維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めること。（第七条第七項関係）

3　受注者等の責務

公共工事等の受注者等の責務として、次に掲げる規定を追加することとした。

㈠　新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力の向上及び技能労働者等に係る休日等の労働環境の改善に努めること。（第八条第三項関係）

(二)　能力に応じた適切な処遇の確保及び雇用管理の改善に努めること。（第八条第四項関係）

(三)　災害応急対策工事等に従事する者の負傷等に対する補償等のため、適切な保険契約を締結するよう努めること。（第八条第五項関係）

4　競争が存在しないことの確認による方式

地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることとした。（第二一条関係）

5　発注関係事務の実施に関する支援等

(一)　国及び都道府県は、発注者の職員の育成を支援するため、講習会の開催等の必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第二二条第五項関係）

(二)　国は、発注者の発注関係事務の実施の実態の調査等に努め、必要な助言を行わなければならないこととした。（第二三条関係）

6　公共工事の品質確保のための基盤の整備等

公共工事の品質確保のための基盤の整備等として、次に掲げる規定を追加することとした。

(一)　国及び地方公共団体は、職業訓練実施者への支援等に努めること。（第二六条関係）

(二)　国は、公共工事の請負契約の締結状況及び下請負人等による賃金の支払等並びに公共工事に従事する者への休日の付与の実態の調査等を行うとともに、必要な施策の実施等に努めること。（第二七条関係）

(三)　国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、民間事業者等相互間の連携の促進に努めるとともに、民間事業者等による当該研究開発の成果の有効な活用のため、知的財産権の取扱いへの配慮に努めること。（第二八条関係）

(四)　国は、公共工事等に関する技術に係る研究開発等の安定的な推進のため、必要な措置を講ずるよう努めること。（第二九条関係）

(五)　地方公共団体は、公共工事等の実施時期の平準化を図るための施策等の実施に当たり、関係部局の相互の緊密な連携の確保に努めること。（第三〇条関係）

(六)　国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保等の重要性に関する国民の関心と理解を深めるための広報活動等の充実等に努めること。（第三一条関係）

(七)　国は、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、資格等の制度運用の在り方等について検討を加え、必要な措置を講ずること。（第三二条関係）

二　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係

1　適正化指針に定める事項の追加

適正化指針に、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための体制の整備に関することを定めることとした。（第一七条第二項第七号関係）

2　勧告等

(一)　国土交通大臣及び財務大臣は、適正化指針に照らして特に必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をできることとした。（第二〇条第三項関係）

(二)　国土交通大臣及び総務大臣は、適正化指針に照らして特に必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告等をできることとした。（第二〇条第四項関係）

三　測量法の一部改正関係

1　測量成果の公開規定の改正等

何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、基本測量の測量成果等の電磁的記録等の請求をできることとした。（第二八条第一項及び第四二条第二項関係）

2　測量士及び測量士補となる資格の追加

国土交通大臣が知識等を有するものと認定した者は、測量士等となる資格を有することとした。（第五〇条第六号及び第五一条第五号関係）

3　測量に関する専門の養成施設の登録要件の柔軟化

測量に関する専門の養成施設の登録要件の科目等を国土交通省令に委任することとした。（第五一条の四関係）

4　測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討規定の追加

政府は、測量士等となる資格の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることとした。（第五四条の二関係）

5　測量業者としての登録拒否事由の追加

国土交通大臣は、測量業者としての登録を受けようとする者が、暴力団員等であるときは、その登録を拒否しなければならないこととした。（第五五条の六第一項関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五五号）（文部科学省）

1　第五条第二項の規定による電磁的記録の提供の特例

第五条第二項の規定により電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとした。（附則第三条関係）

2　著作権法の特例

1に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行に当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法の規定の適用について、必要な読替えを行うこととした。（附則第四条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五六号）（環境省）

1　定義

この法律における「国が決定する貢献」及び「国際協力排出削減量」を定義することとした。（第二条第八項及び第九項関係）

2　地方公共団体実行計画等

共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることができるものとした。（第二一条第六項関係）

3　数市町村にわたる事項の処理等

二以上の計画策定市町村の区域内における地域脱炭素化促進事業計画の認定については、計画策定市町村等の権限に属させた事項は、当該計画策定市町村が属する都道府県等が処理するものとした。（第二二条の五関係）

4　宅地造成及び特定盛土等規制法の特例

認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う行為については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三六年法律第一九一号）の許可があったものとみなすものとした。（第二二条の二及び第二二条の一〇関係）

5　国際協力排出削減量の記録等

(一)　国際協力排出削減等協力事業の実施

(1)　国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出するものとした。（第五七条の二第一項関係）

(2)　主務大臣は、(1)により提出された書類の内容を確認するとともに、当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施について、当該相手国の権限ある当局と協議するものとした。（第五七条の二第四項関係）

(3)　主務大臣は、(2)による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとした。（第五七条の二第五項関係）

(二)　削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録

(1)　(一)の(3)による通知を受けた者は、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとした。（第五七条の四第一項関係）

(2)　主務大臣は、(1)により提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があった場合は、国際協力排出削減量の増加の記録をすることができるものとした。（第五七条の四第五項関係）

6　国際協力排出削減量の管理

(一)　国際協力排出削減量口座簿の作成等

主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転を行うため、政府保有口座及び法人等保有口座を開設するものとした。（第五七条の六第一項関係）

(二)　振替手続

国際協力排出削減量の取得及び移転は、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとした。（第五七条の一一第一項関係）

(三)　国が決定する貢献のための利用

無効化を行う国際協力排出削減量は、パリ協定第六条3の規定に基づく日本国及び当該国際協力排出削減量に係る相手国の承認を受けたものでなければならないものとした。（第五七条の一八関係）

7　指定実施機関

(一)　主務大臣は、その指定する者（(二)において「指定実施機関」という。）に、5及び6の規定による主務大臣の事務（(二)において「国際協力排出削減量関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができるものとした。（第五七条の一九第一項関係）

(二)　指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行うものとした。（第五七条の一九第二項関係）

(三)　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第五七条の一九第三項及び第四項並びに第五七条の二〇～第五七条の三三関係）

8　温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進

(一)　事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うように努めるものとした。（第二四条第一項関係）

(二)　政府は、日常生活用製品等の製造等を行う者による当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第五九条関係）

9　環境大臣による地球温暖化防止活動の促進

環境大臣は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式等の改善その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとした。（第四一条関係）

10　割当量口座簿等に係る規定を削り、その他所要の規定の整備を行うこととした。（第九章及び第九章の二関係）

11　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五七号）（厚生労働省）

1　補償金の支給の請求期限の延長

補償金の支給の請求の期限を五年延長し、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日（令和元年一一月二二日）から起算して一〇年を経過する日（令和一一年一一月二一日）までとすることとした。（第九条第二項関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（法律第五八号）（公正取引委員会）

1　目的

この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義（第二条関係）

(一)　この法律において「基本動作ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中央演算処理装置における演算の制御その他のスマートフォンの動作の制御を行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェアをいうこととした。

(二)　この法律において「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいうこととした。

(三)　この法律において「特定ソフトウェア」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンを総称することとした。

(四)　この法律において「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者をいうこととした。

3　公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに定める所定の規模以上の事業を行うものを、4から6までの規定の適用を受ける者として指定することとした（以下、指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）。（第三条関係）

4　指定事業者は、その指定に係る特定ソフトウェアについて、(一)から(五)までの行為をしてはならないこととした。

(一)　他の事業者による当該特定ソフトウェアの利用等に伴い取得したデータを、当該他の事業者と競争関係にある商品又は役務の提供のために使用すること（第五条関係）

(二)　その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアにおける利用条件及び取引の実施について、不公正な取扱いをすること（第六条関係）

(三)　サイバーセキュリティの確保等のために必要であって他の行為によってその目的を達成することが困難であるときを除き、その指定に係る基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアについて、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げること等（第七条関係）

(四)　サイバーセキュリティの確保等のために必要であって他の行為によってその目的を達成することが困難であるときを除き、その指定に係るアプリストアを通じて個別アプリ事業者が個別ソフトウェアを提供する際に、支払手段に係る条件を付すること等（第八条関係）

(五)　その指定に係る検索エンジン上で検索結果を表示する際に、正当な理由がないのに、自らが提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うこと（第九条関係）

5　指定事業者は、その指定に係る特定ソフトウェアについて、㈠から㈣までの措置を講じなければならないこととした。

㈠　他の事業者による当該特定ソフトウェアの利用に伴い取得するデータの取得又は使用に関する条件について、当該他の事業者に開示する措置等（第一〇条関係）

㈡　スマートフォンの利用者による当該特定ソフトウェアの利用に伴い取得したデータについて、当該利用者又は当該利用者が指定する者に対して、所定のデータを円滑に移転するために必要な措置（第一一条関係）

㈢　当該特定ソフトウェアに係る標準設定について、簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置等（第一二条関係）

㈣　仕様の設定若しくは変更、利用に係る条件の設定若しくは変更又は利用の拒絶をするとき、所定の事業者が当該措置に円滑に対応するために必要な措置（第一三条関係）

6　指定事業者は、毎年度、所定の事項を記載した報告書を作成し、公正取引委員会に提出しなければならないこととし、公正取引委員会はこれを公表することとした。（第一四条関係）

7　違反に対する措置等

㈠　この法律の規定に違反する事実があると思料するときに公正取引委員会に対して行う申出等について、所要の規定を設けることとした。（第一五条関係）

㈡　公正取引委員会は、指定事業者に対し、違反行為について立入検査、報告徴収、排除措置命令、課徴金納付命令、勧告に係る命令等を行うことができることとした。（第一六条～第一九条及び第三〇条関係）

㈢　確約手続

事業者が、違反の疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置に関する計画を作成し、公正取引委員会が当該計画が所定の要件に適合すると認定した場合には、排除措置命令及び課徴金納付命令は、当該認定に係る行為については、適用しないこと等とした。（第二二条～第二九条関係）

8　4の規定に違反する行為に係る差止請求権、4の規定に違反する行為をした指定事業者に係る無過失損害賠償責任及び4の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、裁判所が行う緊急停止命令について所要の規定を設けることとした。（第三一条～第四〇条関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣府関係（第一条・第二条）
第二章　文部科学省関係（第三条・第四条）
第三章　厚生労働省関係（第五条）
第四章　農林水産省関係（第六条）
第五章　国土交通省関係（第七条―第九条）
附則

第一章　内閣府関係

（母子保健法の一部改正）

第一条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の三」を「第八条の四」に、「第四章　雑則（第二十三条―第二十八条）」を「第五章　社会保険診療報酬支払基金の業務（第二十二条の二―第二十二条の十三）
第六章　国民健康保険団体連合会の業務（第二十三条―第二十八条）
第七章　雑則（第二十九条―第三十一条）
罰則（第二十九条―第三十一条）」に改める。

第一章中第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。

（支払基金及び連合会への事務の委託）

第八条の三　市町村は、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査（次項において「健康診査」という。）又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業（次項において「産後ケア事業」という。）の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

2　市町村は、健康診査又は産後ケア事業の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に関する事務の全部又は一部を連合会に委託することができる。

3　市町村は、第一項の規定により事務を委託する場合は、他の市町村と共同して委託するものとする。

第十七条の二第一項中「この条」の下に「及び第十九条の二第一項」を加える。

第十九条の二の見出し中「健康診査」を「健康診査等」に改め、同条第一項中「であつて、かつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していた者」を削り、「保護者に対し、」の下に「健康診査等（」を、「健康診査又は」の下に「産後ケア事業をいう。以下この項において同じ。）又は」を加え、「当該他の市町村」を「他の市町村」に、「対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査」を「係る健康診査等」に改める。

第四章を第六章とし、第三章の次に次の二章を加える。

第四章　社会保険診療報酬支払基金の業務

（支払基金の業務）

第二十二条の二　支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「支払基金受託業務」という。）を行うことができる。

一　第八条の三第一項の規定による委託を受けて行う同項に規定する事務（以下この章において「情報収集等事務」という。）に関する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第二十二条の三　支払基金は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条の規定により行う支払基金受託業務の全部又は一部を連合会その他内閣府令で定める者に委託することができる。

（業務方法書）

第二十二条の四　支払基金は、第八条の三第一項の規定による委託を受けて情報収集等事務を行う場合には、支払基金受託業務に関し、当該支払基金受託業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（区分経理）

第二十二条の五　支払基金は、支払基金受託業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

（予算等の認可）

第二十二条の六　支払基金は、第八条の三第一項の規定による委託を受けて情報収集等事務を行う場合には、支払基金受託業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表等）

第二十二条の七　支払基金は、第八条の三第一項の規定による委託を受けて情報収集等事務を行う場合には、支払基金受託業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　支払基金は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、内閣府令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3　支払基金は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（余裕金の運用）

第二十二条の八　支払基金は、次に掲げる方法によるほか、支払基金受託業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他内閣総理大臣が指定する有価証券の保有

二　銀行その他内閣総理大臣が指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（報告の徴収及び立入検査）

第二十二条の九　内閣総理大臣は、支払基金又は第二十二条の三の規定による委託を受けた者（以下この項、第二十九条及び第三十条において「支払基金業務受託者」という。）に対し、支払基金受託業務（支払基金業務受託者にあつては、当該委託を受けた支払基金受託業務に限る。以下この項、第二十九条及び第三十条において同じ。）の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支払基金受託業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、支払基金若しくは支払基金業務受託者の事務所その他必要な場所に立ち入り、支払基金受託業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に質問若しくは検査をさせたときは、厚生労働大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

5　内閣総理大臣は、支払基金の理事長、理事又は監事につき支払基金受託業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項又は第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

（監督）

第二十二条の十　内閣総理大臣は、支払基金受託業務の適正かつ確実な実施を確保するため、支払基金に対し、支払基金受託業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2　内閣総理大臣は、支払基金に対し前項の命令をしたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

第二十二条の十一　支払基金受託業務に関する社会保険診療報酬支払基金法第九条第四項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

2　支払基金受託業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

（協議）

第二十二条の十二　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、厚生労働大臣に協議しなければならない。

一　第二十二条の三、第二十二条の四第一項及び第二十二条の六の認可をしようとするとき。

二　第二十二条の三、第二十二条の四第二項、第二十二条の七第二項及び第三項並びに次条の内閣府令を定めようとするとき。

三　第二十二条の七第一項の承認をしようとするとき。

2　内閣総理大臣は、第二十二条の八第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

（内閣府令への委任）

第二十二条の十三　この章に定めるもののほか、支払基金受託業務に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章　国民健康保険団体連合会の業務

（連合会の業務）

第二十二条の十四　連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「連合会受託業務」という。）を行うことができる。

一　第八条の三第一項及び第二項の規定による委託を受けて行うこれらの規定に規定する事務に関する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第二十二条の十五　連合会は、前条の規定により行う連合会受託業務の全部又は一部を支払基金その他内閣府令で定める者に委託することができる。

（区分経理）

第二十二条の十六　連合会は、連合会受託業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第二十二条の十七　内閣総理大臣は、連合会又は第二十二条の十五の規定による委託を受けた者（以下この項、第二十九条及び第三十条において「連合会業務受託者」という。）に対し、連合会受託業務（連合会業務受託者にあつては、当該委託を受けた連合会受託業務に限る。以下この項、第二十九条及び第三十条において同じ。）の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、連合会受託業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、連合会若しくは連合会業務受託者の事務所その他必要な場所に立ち入り、連合会受託業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十二条の九第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に質問若しくは検査をさせたときは、厚生労働大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

（協議）

第二十二条の十八　内閣総理大臣は、第二十二条の十五及び次条の内閣府令を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（内閣府令への委任）

第二十二条の十九　この章に定めるもののほか、連合会受託業務に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

本則に次の一章を加える。

第七章　罰則

第二十九条　支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又は支払基金業務受託者若しくは連合会業務受託者（これらの者が法人である場合にあつては、その役員。次条において同じ。）若しくはこれらの職員その他の支払基金受託業務若しくは連合会受託業務に従事する者若しくはこれらの者であつた者が、正当な理由がないのに、支払基金受託業務又は連合会受託業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第二十二条の九第一項又は第二十二条の十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又は支払基金業務受託者若しくは連合会業務受託者若しくはこれらの職員その他の支払基金受託業務若しくは連合会受託業務に従事する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした支払基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第二十二条の八の規定に違反して支払基金受託業務に係る業務上の余裕金を運用したとき。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「十年間」を「十五年間」に改め、「、主幹保育教諭、指導保育教諭」を削り、同条第二項中「十年間」を「十五年間」に改める。

第二章　文部科学省関係

（教育職員免許法の一部改正）

第三条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項の表第二欄中「栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること」の下に「又は同条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること」を加える。

附則第十八項中「十年」を「十五年」に改める。

別表第二の二第二欄中「及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士」を「、かつ、栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第三項の規定により管理栄養士」に改める。

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正）

第四条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「設置年度又は」を「設置年度若しくは」に、「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「の翌々年度までの間」を「以後三年度内の各年度」に改め、同条第二項中「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「の翌々年度までの間」を「以後三年度内の各年度」に改める。

第五条の三中「二年」を「三年」に改める。

第三章　厚生労働省関係

（栄養士法の一部改正）

第五条　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「命じた」の下に「場合において、当該処分を受けた者が栄養士の免許を受けている」を加え、「その」を「当該処分をした」に改め、「処分を受けた者が受けている」を削る。

第五条の三中「栄養士であつて」を削る。

第四章　農林水産省関係

（獣医師法の一部改正）

第六条　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第五章　国土交通省関係

（建築基準法の一部改正）

第七条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第六項中「第十八条第二十二項」を「第十八条第三十一項及び第三十五項」に改める。

第七条の六第一項中「第十八条第二十四項」を「第十八条第三十八項」に改める。

第十八条第一項中「第二十五項」を「第四十一項」に改め、同条第三項中「及び第十四項」を「、次項、第十五項、第十六項及び第十九項」に改め、同条第二十五項を同条第四十一項とし、同条第二十四項中「第十八項」を「第二十二項又は第二十六項」に改め、同項第二号中「建築主事」の下に「又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者」を加え、同項第三号中「第十六項」を「第二十項」に改め、「した日」の下に「第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が第二十三項の規定による検査の引受けを行つた場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日」を加え、同項を同条第三十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

39　第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

40　特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第三十八項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、国の機関の長等及び当該認定を行つた第七条の二第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。

第十八条第二十三項中「は、第二十項」を「又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第二十九項又は第三十二項」に、「第十七項又は第二十項」を「第二十一項、第二十三項、第二十九項又は第三十二項」に、「同項」を「第二十九項又は第三十二項」に、「これら」を「第二十一項、第二十三項、第二十九項又は第三十二項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十二項を同条第三十一項とし、同項の次に次の五項を加える。

32　第二十八項及び前項の規定は、第十七項の工事が特定工程を含む場合において、第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四日が経過する日までに引き受けたときについては、適用しない。

33　第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。

34　第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第三十二項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。

35　第三十二項の規定による検査に係る特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

36　第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第三十二項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第十八条第二十一項を同条第三十項とし、同条第二十項を同条第二十九項とし、同条第十九項中「当該工事」を「第十七項の工事」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同項の次に次の五項を加える。

23　第二十項の規定は、第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、第十七項の工事の完了の日から四日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、適用しない。

24　第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。

25　第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第二十三項の規定による検査の引受けを行つたときは、当該検査の引受けを行つた第十七項の工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から七日以内に、第二十三項の検査をしなければならない。

26　第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第二十三項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して検査済証を交付しなければならない。

27　第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第二十三項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第十八条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「当該工事を」を「第十七項の工事を」に、「第十九項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第二項」及び「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

18　第六条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第四項の確認済証又は第十六項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

19　特定行政庁は、前項の規定による審査報告書の提出を受けた場合において、第四項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、国の機関の長等及び当該確認済証を交付した第六条の二第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。

第十八条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　第六条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第四項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

第十八条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「建築主事等」の下に「又は第六条の二第一項の規定による指定を受けた者」を、「第三項」及び「第二項」の下に「又は第四項」を加え、「第四項」を「第五項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「国の機関の長等は、」を削り、「おいて」の下に「、同項の規定による適合判定通知書又はその写しの建築主事等への提出は」を加え、「第十三項」を「第十四項」に、「、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事等に提出しなければ」を「しなければ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、「第三項」の下に「又は第四項」を、「建築主事等」の下に「又は第六条の二第一項の規定による指定を受けた者」を加え、同項ただし書中「第十四項」を「第十五項又は第十六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項本文中「第二項」を「前二項」に、「同項」を「第二項又は前項」に改め、「前項に規定する」を削り、「審査」の下に「（以下この項において「審査」という。）」を加え、同項ただし書中「が特定構造計算基準（」を「に係る審査が、特定構造計算基準のうち」に、「のうち前項に規定する」を「であつて」に改め、「に限る。）」を削り、「（同項に規定する」を「のうち」に、「を第六条の三第一項ただし書の」を「の審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として」に、「前項に規定する審査をする場合」を「するとき又は第六条の二第一項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるとき」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国の機関の長等が第二項の規定による通知をしなければならない場合において、国の機関の長等が同項の計画を当該計画に係る工事に着手する前に第六条の二第一項の規定による指定を受けた者に通知したときは、当該者は、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

第十八条の二第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第四項中「前条第四項及び第六項から第九項まで」を「前条第五項及び第七項から第十項まで」に改める。

第十八条の三第一項中「及び第十八条第三項」を「並びに第十八条第三項及び第四項」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に、「及び第十八条第十七項」を「並びに第十八条第二十一項及び第二十三項」に、「及び第十八条第二十項」を「並びに第十八条第二十九項及び第三十二項」に改める。

第六十八条の二十第一項中「第十八条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第二項中「第十八条第十七項若しくは第二十項」を「第十八条第二十一項、第二十三項、第二十九項若しくは第三十二項」に改める。

第七十七条の十八第一項中「単に」を削り、「による確認」の下に「及び第十八条第四項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査」を加え、「及び第七条の四第一項」を「、第七条の四第一項」に、「の検査並びに第七条の六第一項第二号（」を「、第十八条第二十三項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条第三十二項（第八十七条の四又は第八十八条第三十八項第二号（これらの規定を」に改める。

第七十七条の二十第六号中「第六条の三第一項」の下に「又は第十八条第五項」を、「申請」の下に「又は求め」を、「確認」の下に「又は第十八条第四項の規定による審査」を加える。

第七十七条の三十一第二項中「第六条第一項の規定による確認」を「確認その他の建築基準法令の規定による処分」に改める。

第七十七条の三十五第二項第一号中「第十八条の三第三項」を「第十八条第十六項若しくは第十八項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第二十四項から第二十七項まで（これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三十三項、第三十四項若しくは第三十六項（これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第三十九項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の三第三項」に改める。

第七十七条の三十五の四第六号中「申請」の下に「又は第十八条第四項の規定による通知」を、「第六条の三第一項」の下に「又は第十八条第五項」を加える。

第七十七条の三十五の十九第二項第一号中「第十八条第七項から第九項まで」を「第十八条第八項から第十項まで」に改める。

第八十五条第二項中「第二十五項」を「第四十一項」に改める。

第八十七条第一項中「第三項まで及び第十四項から第十六項まで」を「第四項まで及び第十五項から第二十項まで」に改める。

第八十七条の四中「第四項から第十三項まで及び第二十五項」を「第五項から第十四項まで及び第四十一項」に改める。

第八十八条第一項中「第四項から第十三項まで及び第二十四項」を「第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項まで」に、「第十八条第二十四項」を「第十八条第三十八項から第四十項まで」に改め、同条第二項中「第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項まで」を「第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項まで」に改め、同条第三項及び第四項中「第二十五項」を「第四十一項」に改める。

第九十条第三項中「第二十五項」を「第四十一項」に改める。

第九十三条第四項及び第五項中「第十八条第二項（」を「第十八条第二項若しくは第四項（これらの規定を」に改める。

第九十四条第一項中「第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認」を「確認その他の建築基準法令の規定による処分」に改める。

第百三条第一号中「又は第七条の六第三項」を「、第七条の六第三項」に、「の規定」を「、第十八条第十八項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第二十七項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三十六項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第三十九項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第八条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「。第八条第二項第六号において同じ」を削り、同条第二項第二号中「第五条第一項各号」を「次条第一項各号」に改め、同項中第四号を第八号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　法人である場合においては、直前一年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

七　個人である場合においては、資産の状況を示す書面

第四条第二項第二号の次に次の二号を加える。

三　法人である場合においては、その役員の略歴を記載した書類及び政令で定める使用人があるときは、その者の略歴を記載した書類

四　個人である場合においては、その者の略歴を記載した書類及び政令で定める使用人があるときは、その者の略歴を記載した書類

第八条第二項第二号を次のように改める。

二　第四条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項

第八条第二項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第六十五条の規定による処分を受けたことがあるときは、当該処分の年月日及び内容

第八条第二項第八号を削る。

第九条中「前条第二項第二号から第六号まで」を「第四条第一項第一号から第五号まで」に、「その旨」を「当該変更に係る事項を記載した届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第四条第二項（第一号、第六号及び第七号を除く。以下この項において同じ。）の規定は、前項の届出書について準用する。ただし、既に国土交通大臣又は都道府県知事に提出されている同条第二項の書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

第十条中「免許の申請及び前条の届出に係る書類」を「第四条第二項第一号、同項第三号から第五号まで（前条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四条第二項第六号及び第七号に掲げる書類（第七十八条の三第一項において「特定書類」という。）」に改める。

第五十条の二の三第三項中「であつて」を「には、遅滞なく、その旨及び当該認可の年月日を、当該宅地建物取引業者が国土交通大臣の免許を受けたものであるときはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に」に、「、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に」を「当該都道府県知事に、それぞれ」に改める。

第六十五条第一項中「及び第七十条第二項」を削る。

第七十条第二項中「第六十五条第二項の規定による処分（第五十条の二第一項の認可に係る処分に限る。）」を「第六十五条第一項若しくは第二項」に、「であつて、当該認可宅地建物取引業者」を「には、遅滞なく、当該処分の年月日及び内容（同条第一項又は第二項の規定による処分をした場合にあつては、その旨）を、当該宅地建物取引業者が国土交通大臣の免許を受けたものであるときはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、当該宅地建物取引業者」に、「遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に」を「当該都道府県知事に、それぞれ」に改め、同条第三項中「その旨」を「当該処分の年月日及び内容」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該処分の年月日及び内容を当該宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当該報告をした都道府県知事を除く。）に通知しなければならない。

第七十八条の三の見出しを「（都道府県知事への免許等に関する情報の提供）」に改め、同条第一項中「書類の写し」を「事項及び当該各号に掲げる場合において第四条第一項の免許申請書又は第九条第一項の届出書に添付された特定書類の写し」に、「送付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同項第一号中「第四条第一項の免許申請書及び同条第二項各号に掲げる書類」を「その免許を受けた宅地建物取引業者に関する第八条第二項各号に掲げる事項」に改め、同項第二号中「第九条の規定による届出」を「第九条第一項の届出書」に、「当該届出に係る書類」を「当該届出書に記載された事項（第四条第一項第五号に掲げる事項を除く。）」に改める。

第九条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「第五十七条の四」を「同法第五十七条の四」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第二十七条の四第一項（同法」を「同法第二十七条の四第一項（同法」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「有償で」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による申出に係るものであつて、同法第十二条第一項の規定による買い取らない旨の通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該申出をした者により譲り渡されるものであるとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の改正規定（同条第一項中「、主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。）及び第三条（教育職員免許法附則第十八項の改正規定に限る。）の規定並びに次条及び附則第八条の規定　公布の日

二　第一条（母子保健法第十七条の二第一項及び第十九条の二の改正規定に限る。）、第六条及び第九条の規定並びに附則第六条、第七条、第十条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十二の項の改正規定（「交付」の下に「、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施」を加える部分に限る。）及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

三　第七条の規定並びに附則第四条、第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十六条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第一条（第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第十条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第二条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定　令和九年四月一日

（母子保健法の一部改正に伴う準備行為）

第二条　第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の母子保健法（以下この条において「新母子保健法」という。）第八条の三第一項に規定する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、前条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、新母子保健法第二十二条の二及び第二十二条の十四に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第五条の二及び第五条の三の規定は、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前の年度における事務又は事業の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担及び令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）について適用し、令和六年度以前の年度における事務又は事業の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担、令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担については、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第七条の規定による改正前の建築基準法（以下この条において「旧建築基準法」という。）第六条の二第一項（旧建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（旧建築基準法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている者は、第七条の規定による改正後の建築基準法（以下この条において「新建築基準法」という。）第六条の二第一項（新建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（新建築基準法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けた者とみなす。

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第八条の規定による改正後の宅地建物取引業法（以下この条において「新宅地建物取引業法」という。）第十条の規定は、この法律の施行の日以後にされる宅地建物取引業法第三条第一項の免許（同条第三項の免許の更新を含む。以下この条において同じ。）の申請又は新宅地建物取引業法第九条の規定による届出に係る宅地建物取引業者名簿等の閲覧について適用し、同日前にされた当該免許の申請又は第八条の規定による改正前の宅地建物取引業法第九条の規定による届出に係る宅地建物取引業者名簿等の閲覧については、なお従前の例による。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第九条の規定による改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後にされる生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申出に係る土地について適用し、同日前にされた同法第十条の規定による申出に係る土地を譲渡しようとする場合の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項の規定による届出義務については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条　第九条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（学校給食法の一部改正）

第九条　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「規定による栄養士」を「栄養士若しくは同条第三項の管理栄養士」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中五十七の四十三の項を五十七の四十四の項とし、五十七の二の項から五十七の四十二の項までを一項ずつ繰り下げ、五十七の項の次に次のように加える。

五十七の二　社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による同法第八条の三第一項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の十二の項中「（昭和四十年法律第百四十一号）」を削り、「交付」の下に「、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施」を加える。

別表第四の四の十二の項中「交付」の下に「、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施」を加える。

第十一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

一部を次のように改正する。

第十七条第六項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十五項」に改め、同条第七項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十三条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第七項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十五項」に改め、同条第八項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

第五十四条第四項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十五項」に改め、同条第七項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第十四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表七十の項中「妊産婦の訪問指導」の下に「、産後ケア事業の実施」を加える。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正）

第十五条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「。第八項において同じ」を「。以下同じ」に改める。

第十三条第七項中「第十八条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「又は建築副主事」を「若しくは建築副主事又は指定確認検査機関」に改め、同項ただし書中「同条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同条第十四項」を「同条第十五項又は第十六項」に改め、同条第八項中「国等の機関の長は、」を削り、「おいて」の下に「、同項の規定による適合判定通知書又はその写しの建築主事又は建築副主事への提出は」を加え、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事又は建築副主事に提出しなければ」を「しなければ」に改め、同条第九項中「又は建築副主事」を「若しくは建築副主事又は指定確認検査機関」に改め、「第十八条第三項」及び「同条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第三十五条第四項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十五項」に改め、同条第七項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正）

第十六条　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項にただし書を加える改正規定中「若しくは第十四項」を「、第四項、第十五項、第十六項若しくは第十九項」に、「第十八条第十七項、第十八項、第二十項、第二十一項若しくは第二十三項」を「第十八条第二十一項から第二十三項まで、第二十六項、第二十九項、第三十項、第三十二項、第三十四項若しくは第三十七項」に改め、同法第十三条第八項の改正規定を削る。

第四条のうち、建築基準法第十八条第四項本文の改正規定を削り、同項ただし書の改正規定中「同項ただし書」を「第十八条第五項ただし書」に改め、「とき」の下に「又は第六条の二第一項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるとき」を加え、同条第五項の改正規定を削り、同条第二十四項の改正規定中「同条第二十四項」を「第十八条第三十八項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十四号

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正）

第一条　公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十一条」に、「　第三節　発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十一条―第二十四条）」を「　第四章　公共工事の品質確保のための基盤の整備等（第二十六条―第三十二条）」に改める。

第三条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「の活用」を「（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の活用（当該各段階におけるデータ（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。）の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。）」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化（脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。）に向けた技術又は工夫が活用されるようにしなければならない。

第三条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

第三条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第八条第二項」の下に「及び第二十七条第一項」を、「労働時間」の下に「、休日」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「育成され」を「育成され」に改め、「工事等」の下に「（以下「災害応急対策工事等」という。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

第七条第一項第一号中「の保険料」の下に「、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料」を加え、同項第九号を同項第十五号とし、同項第八号中「当たっては、」の下に「積極的な」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第七号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

第七条第一項第六号を同項第十一号とし、同項第五号中「第七号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六　公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

七　地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

八　地域における公共工事の品質確保の担い手がその地域で十分に普及していない技術を円滑に習得することができるよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、当該技術を有する民間事業者と当該地域の民間事業者との連携及び技術的な協力のために必要な措置を講ずること。

九　災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

第七条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「災害」の下に「その他の特別な事情」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

第七条第五項中「場合は、その」を「に際しては、当該目的物の備えるべき」に、「に配慮しつつ」を「並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

第七条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「災害応急対策又は災害復旧に関する工事等」を「災害応急対策工事等」に改め、「建設業者団体」の下に「（第二十六条及び第三十一条において単に「建設業者団体」という。）」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

第七条第三項の次に次の一項を加える。

4　発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

第八条第二項中「労働時間」の下に「、休日」を加え、同条第三項中「受注者」を「公共工事等を実施する者」に改め、「含む」の下に「。次項において同じ」を、「技術的能力」の下に「（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）」を、「労働時間」の下に「、休日」を加え、同条に次の二項を加える。

4　公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

5　前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

第二十四条中「ため」の下に「、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して」を、「の評価」の下に「及び資格等に係る制度の運用」を加え、同条を第三十二条とする。

第二十三条中「第二十一条第四項及び前条」を「第二十二条第四項及び第五項並びに前二条」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の章名及び六条を加える。

第四章　公共工事の品質確保のための基盤の整備等

（職業訓練実施者に対する支援等）

第二十六条　国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条　国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

2　国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日が与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。

3　国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（民間事業者等による研究開発の促進）

第二十八条　国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

２　国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

（研究開発の安定的な推進）

第二十九条　国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の関係部局の連携）

第三十条　地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

（国民の関心及び理解の増進）

第三十一条　国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条を第二十四条とする。

第二十一条第一項中「とすること」の下に「、職員の不足」を加え、同条に次の一項を加える。

５　国及び都道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十一条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（発注関係事務の実施に関する助言等）

第二十三条　国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

第三章第二節に次の一条を加える。

（競争が存在しないことの確認による方式）

第二十一条　発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正）

第二条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　前項に規定する措置に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること。

第二十条の見出しを「（要請等）」に改め、同条に次の二項を加える。

３　第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

４　第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び総務大臣は、前条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（測量法の一部改正）

第三条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の二」に改める。

第二十八条第一項を次のように改める。

何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。

一　次に掲げる書面の交付の請求

イ　基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の謄本又は抄本

ロ　基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面

二　次に掲げる電磁的記録を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

イ　基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録

ロ　基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記録した電磁的記録

第二十八条第二項中「より謄本又は抄本の交付の申請」を「よる請求」に改める。

第二十九条中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第四十二条第二項を次のように改める。

２　第二十八条の規定は、前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しについての書面の交付の請求又は電磁的記録の提供の請求について準用する。

第五十条第一号中「除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む」を「除く」に、「、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六」を「及び次条第一号」に改め、同条第二号中「（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）」を削り、「、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六」を「及び次条第二号」に、「次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十一条の六第二号」を「同号」に改め、同条に次の一号を加える。

六　国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

第五十一条に次の一号を加える。

五　国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

第五十一条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第一の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる」を削り、「科目」の下に「で国土交通省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「別表第二の上欄に掲げる実習機器を、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「測量士及び測量士補の業務において使用される機器であつて、実習のために用いるものとして国土交通省令で定めるものを、国土交通省令で定める」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、専任教員（これらの教員のうち専任の者であつて国土交通省令で定める要件に該当するものをいう。以下この号において同じ。）の人数及び専任教員のうち専門分野を教授することができる者その他の国土交通省令で定める者の人数が、それぞれ国土交通省令で定める人数以上であること。

第五十一条の四第一項第四号及び第五号を削る。

第五十一条の五及び第五十一条の六を次のように改める。

第五十一条の五及び第五十一条の六　削除

第五十四条の見出しを「（国土交通省令への委任）」に改め、同条中「の外」を「ほか」に、「試験課目」を「試験科目」に、「手続は、政令」を「事項は、国土交通省令」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討）

第五十四条の二　政府は、測量に関する業務において、測量士及び測量士補の能力が適切に評価され、並びに測量士及び測量士補が十分に活用されるようにするため、測量士及び測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第三十二条の規定による検討とともに、測量士及び測量士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五十五条の三第五号中「第五号」を「第七号」に改める。

第五十五条の六第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第五十五条の六第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

第五十五条の九第二項及び第五十七条第一項第三号中「第六号までの規定」を「第八号までのいずれか」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条（測量法第五章中第五十四条の次に一条を加える改正規定を除く。附則第四条及び第五条において同じ。）並びに附則第四条及び第五条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下この条において「新入札契約適正化法」という。）第二十条第三項及び第四項の規定の適用については、第二条の規定による改正前の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二十条第一項又は第二項の規定による要請は、新入札契約適正化法第二十条第一項又は第二項の規定による要請とみなす。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の測量法（以下この条において「旧測量法」という。）第五十条第三号又は第四号の登録を受けている者及び測量に関する専門の養成施設は、それぞれ第三条の規定による改正後の測量法第五十条第三号又は第四号の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧測量法第五十条第三号又は第四号の登録の有効期間の残存期間とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国土交通省令への委任）

第六条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、国土交通省令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
外務大臣　上川　陽子
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
防衛大臣　木原　稔

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十五号

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（第五条第二項の規定による電磁的記録の提供の特例）

第三条　第五条第二項の規定により電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとする。

附則第五条を附則第六条とする。

附則第四条中「（昭和四十五年法律第四十八号）」を削り、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（著作権法の特例）

第四条　前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度

において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十六号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

第一条　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の十四」を「第二十二条の十六」に、「第九章　割当量口座簿等（第四十三条―第五十七条）」を

「第九章　割当量口座簿等（第四十三条―第五十七条）
第一節　国際協力排出削減量の記録等（第五十七条の二―第五十七条の五）
第二節　国際協力排出削減量の管理（第五十七条の六―第五十七条の十八）
第三節　指定実施機関（第五十七条の十九―第五十七条の三十三）
第四節　主務省令への委任（第五十七条の三十四）」

に改める。

第二条に次の二項を加える。

8　この法律において「国が決定する貢献」とは、パリ協定第三条に規定する国が決定する貢献をいう。

9　この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力として、日本国政府と日本国以外の国（以下「相手国」という。）の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第五十七条の四第一項に規定する排出削減等協力事業者が国際温室効果ガス排出削減等協力事業（当該取決めに係る相手国において行う温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業をいう。以下同じ。）を行うことにより削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（第九章の二第一節において「削減等が行われた温室効果ガスの量」という。）であって、主務大臣が、当該相手国の権限ある当局（国際協力排出削減量の増加の記録に関する事務の実施に関して権限を有する機関をいう。同節において同じ。）との同意により、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に増加の記録をする数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

第七条中「京都議定書第七条1に規定する年次目録」を「パリ協定第十三条7(a)に規定する目録に係る報告書」に改める。

第二十一条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「都道府県が」を「都道府県又は市町村が」に、「第六項」を「都道府県にあつては、第七項」に、「を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号に掲げる事項を定めることができる。

第二十二条の二第四項第二号中「第二十二条の六第一項」を「第二十二条の七第一項」に改め、同項第五号及び第六号中「第二十二条の八」を「第二十二条の九」に改め、同項第九号中「第二十二条の十第二項」を「第二十二条の十二第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第二十二条の十第一項」を「第二十二条の十二第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域をいう。第二十二条の十第一項において同じ。）内において行う行為であって、同法第十二条第一項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

八　特定盛土等規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域をいう。第二十二条の十第二項において同じ。）内において行う行為であって、同法第三十条第一項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事

第二十二条の二第五項第四号中「前項第八号」を「前項第十号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　前項第七号に掲げる行為　宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないこと。

五　前項第八号に掲げる行為　宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないこと。

第二十二条の二第八項中「第四項第七号」を「第四項第九号」に改め、同条第十四項中「次項並びに第六十五条第六号及び第七号において」を「以下」に、「第九号」を「第十一号」に改め、同条第十五項中「及び第十一項」の下に「から第十三項まで」を加え、同条中第十七項を第十九項とし、同条第十六項中「第五項第四号に掲げる」を「第五項第六号に定める」に、「第七号」を「第九号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16　計画策定市町村が指定都市等である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件並びに第五項第四号及び第五号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第六号まで及び第九号から第十一号まで」とする。

17　計画策定市町村が都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第六号まで及び第八号から第十一号まで」とする。

第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項中「第十七項」を「第十九項」に改める。

第四章中第二十二条の十四を第二十二条の十六とし、第二十二条の十三を第二十二条の十五とし、第二十二条の十二を第二十二条の十四とする。

第二十二条の十一中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改め、同条を第二十二条の十三とし、第二十二条の十を第二十二条の十二とし、第二十二条の九を第二十二条の十一とし、第二十二条の八を第二十二条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（宅地造成及び特定盛土等規制法の特例）

第二十二条の十　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って宅地造成等工事規制区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って特定盛土等規制区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

第二十二条の七を第二十二条の八とし、第二十二条の六を第二十二条の七とし、第二十二条の五を第二十二条の六とし、第二十二条の四の次に次の一条を加える。

（数市町村にわたる事項の処理等）

第二十二条の五　二以上の計画策定市町村の区域（第二十一条第六項の規定により地方公共団体実行計画において定められた促進区域内に限る。）内において地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、第二十二条の二第三項の認定を受ける場合には、同条、第二十二条の三、第二十二条の十五及び第二十二条の十六の規定において計画策定市町村又は計画策定市町村の長の権限に属させた事項は、当該計画策定市町村が属する都道府県又は都道府県知事が処理する。

2　都道府県は、前項の規定により第二十二条の二第三項の認定（第二十二条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ当該認定に係る計画策定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

3　計画策定市町村の長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る地域脱炭素化促進事業計画が第二十二条の二第三項第一号に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

4　都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定市町村、指定都市等、都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合を除く。）における第二十二条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項各号に定める要件、第六項各号に掲げる要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第九号」とする。

5　都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定市町村である場合に限る。）における同項並びに同条第四項及び第六項の規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項各号に定める要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第四号、第五号及び第九号」と、同項第四号及び同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」とする。

6　都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定都市等である場合に限る。）における同項から同条第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第三号まで及び第六号に定める要件、第六項各号に掲げる要件並びに第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第七号から第九号まで」と、同項第七号及び第八号並びに同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市等の長」と、同項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第四号及び第五号」とする。

7　都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村である場合に限る。）における第二十二条の二第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に定める要件、第六項各号に掲げる要件並びに第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第七号から第九号まで」と、同項第七号及び同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、同項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第六号」とする。

8　都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合に限る。）における第二十二条の二第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第五号までに定める要件、第六項各号に掲げる要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第九号から第十一号まで」と、同項第十号及び第十一号中「都道府県知事」とあるのは「同法第二十四条の二第一項の政令で定める市の長」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市の長」と、「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第六号」とする。

9　第二十二条の二第九項から第十三項までの規定は、都道府県が第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画（第五項に規定する場合にあっては、同条第四項第四号に掲げる行為に係る部分を除く。）について同条第三項の認定をしようとするときについて準用する。

10　第二十二条の二第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、第五項に規定する場合において、指定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（同条第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について同条第四項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、同条第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、同条第九項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第二号」と、同条第十一項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

第二十四条第一項中「この条において」を削り、「その利用」を「その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）」に、「日常生活用製品等の利用」を「日常生活用製品等の利用等」に改め、同条第二項中「利用」を「利用等」に改める。

第三十六条の十九第九項中「及び次条第二項第二号」を「、次条第二項第二号及び第五十七条の六第二項」に改める。

第三十九条第二項第四号中「利用」を「利用等」に改める。

第四十一条中「並びに」の下に「日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式等の改善その他の」を加える。

第四十五条第三項第二号中「数字をいう。以下」を「数字をいう。第四十八条第三項第一号において」に改める。

第四十八条第一項中「以下」の下に「この章及び第六十二条第二号において」を加える。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二　国際協力排出削減量の記録、管理等

第一節　国際協力排出削減量の記録等

（国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施）

第五十七条の二　国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類（次項及び次条第二項第一号において「事業設計書」という。）その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出するものとする。

2　国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、事業設計書の内容が妥当であることについて、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関（次条第二項に規定する認定検証機関をいう。次項において同じ。）の確認を受けなければならない。

３　第一項の規定により提出する書類には、認定検証機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

４　主務大臣は、第一項の規定により提出された書類の内容を確認するとともに、当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施について、当該相手国の権限ある当局と協議するものとする。

５　主務大臣は、前項の規定による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。

（認定検証機関）

第五十七条の三　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として主務省令で定める要件に該当するものを、その申請により、当該業務を行う者として認定するものとする。

２　前項の認定を受けた者（以下「認定検証機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　事業設計書の内容の妥当性の確認

二　削減等が行われた温室効果ガスの量の検証

三　前二号の業務に附帯する業務

３　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定検証機関が第一項に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録）

第五十七条の四　第五十七条の二第五項の規定による通知を受けた者（以下「排出削減等協力事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　第五十七条の六第一項の規定により国際協力排出削減量口座簿に開設された口座のうち、国際協力排出削減量の増加の記録をしようとする口座

二　前号に掲げる口座が法人等保有口座である場合にあっては、第五十七条の八第一項に規定する法人等保有口座名義人の名称

三　増加の記録に係る国際協力排出削減量の数量

四　その他主務省令で定める事項

３　排出削減等協力事業者は、第一項の申請書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業により削減等が行われた温室効果ガスの量について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関の検証を受けなければならない。

４　第一項の規定により提出する申請書には、認定検証機関が前項の規定により行った検証の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

５　主務大臣は、第一項の規定により提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があった場合は、第二項第一号に掲げる口座に国際協力排出削減量の増加の記録をすることができる。

６　主務大臣は、前項の規定により国際協力排出削減量の増加の記録をしたときは、その旨を第一項の申請書を提出した排出削減等協力事業者に通知するものとする。

（円滑な実施のための措置）

第五十七条の五　主務大臣は、第五十七条の二第四項及び第五項、第五十七条の三第一項及び第三項並びに前条第五項及び第六項に規定する主務大臣の事務その他国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施に係る事務の円滑な実施に資するよう、関係行政機関の長と相互に連携を図りつつ、当該事務の実施に関し必要な調整その他の措置を講ずるものとする。

第二節　国際協力排出削減量の管理

（国際協力排出削減量口座簿の作成等）

第五十七条の六　主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転（以下「国際協力排出削減量の管理」という。）を行うため、次に掲げる口座を開設するものとする。

一　政府保有口座

二　法人等保有口座

２　国際協力排出削減量口座簿は、その全部を電磁的記録をもって調製するものとする。

（国際協力排出削減量の帰属）

第五十七条の七　国際協力排出削減量の帰属は、この章の規定による国際協力排出削減量口座簿の記録により定まるものとする。

（法人等保有口座の記録事項）

第五十七条の八　法人等保有口座は、当該法人等保有口座の名義人（当該法人等保有口座の開設を受けた者をいう。以下「法人等保有口座名義人」という。）ごとに区分する。

２　法人等保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一　口座番号

二　法人等保有口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地（排出削減等協力事業者である個人にあっては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。次条第三項及び第五十七条の十第一項において同じ。）その他主務省令で定める事項

三　保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号（国際協力排出削減量を一単位ごとに識別するために主務大臣により付された文字及び数字をいう。第五十七条の十一第三項第一号において同じ。）

四　前号の国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

五　その他政令で定める事項

（法人等保有口座の開設）

第五十七条の九　国際協力排出削減量の管理を行おうとする者（個人にあっては、排出削減等協力事業者である者に限る。次項において同じ。）は、国際協力排出削減量口座簿に、主務大臣による法人等保有口座の開設を受けなければならない。

２　法人等保有口座は、一の国際協力排出削減量の管理を行おうとする者につき一に限り開設を受けることができるものとする。

３　第一項の規定による法人等保有口座の開設を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

４　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

５　主務大臣は、第三項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しなければならない。

６　主務大臣は、前項の規定により法人等保有口座を開設したときは、遅滞なく、当該法人等保有口座において国際協力排出削減量の管理を行うために必要な事項をその法人等保有口座名義人に通知しなければならない。

（変更の届出）

第五十七条の十　法人等保有口座名義人は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他前条第三項の主務省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出があった場合には、主務大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

３　前条第六項の規定は、前項の規定による記録の変更について準用する。

（振替手続）

第五十七条の十一　国際協力排出削減量の取得及び移転（以下この章及び第六十二条第五号において「振替」という。）は、この条に定めるところにより、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2　国際協力排出削減量の振替の申請は、振替によりその口座において減少の記録がされる法人等保有口座名義人が、主務大臣に対して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、主務省令で定めるものをいう。）により行うものとする。

3　前項の申請をする法人等保有口座名義人は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該振替において減少又は増加の記録がされるべき国際協力排出削減量の数量及び識別番号

二　当該振替により増加の記録がされるべき口座

三　当該振替の目的が次のいずれに該当するかの別

イ　無効化（主務大臣が、我が国の国が決定する貢献のための利用を目的として、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。第五十七条の十八第一項において同じ。）

ロ　取消し（主務大臣が、イに掲げる目的以外の目的により、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。）

ハ　イ及びロに掲げる目的以外の目的

4　第二項の申請があった場合には、主務省令で定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一　第二項の申請を行った者の法人等保有口座の前項第一号の国際協力排出削減量についての減少の記録

二　前項第二号の口座の同項第一号の国際協力排出削減量についての増加の記録

（国際協力排出削減量の譲渡の効力発生要件）

第五十七条の十二　国際協力排出削減量の譲渡は、前条の規定に基づく振替により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る国際協力排出削減量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

（質権設定の禁止）

第五十七条の十三　国際協力排出削減量は、質権の目的とすることができない。

（国際協力排出削減量の信託の対抗要件）

第五十七条の十四　国際協力排出削減量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその法人等保有口座において第五十七条の八第二項第四号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（保有の推定）

第五十七条の十五　政府は、その政府保有口座における記録がされた国際協力排出削減量を適法に保有するものと推定する。

2　前項の規定は、法人等保有口座名義人について準用する。この場合において、同項中「政府保有口座」とあるのは、「法人等保有口座」と読み替えるものとする。

（善意取得）

第五十七条の十六　第五十七条の十一の規定に基づく振替によりその口座において国際協力排出削減量の増加の記録を受けた政府又は法人等保有口座名義人は、当該国際協力排出削減量を取得する。ただし、政府又は法人等保有口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第五十七条の十七　法人等保有口座名義人は、主務大臣に対し、国際協力排出削減量口座簿の自己の法人等保有口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

（国が決定する貢献のための利用）

第五十七条の十八　無効化を行う国際協力排出削減量は、パリ協定第六条３の規定に基づく日本国及び当該国際協力排出削減量に係る相手国の承認を受けたものでなければならない。

2　前項に規定する国際協力排出削減量の我が国の国が決定する貢献のための利用については、パリ協定第六条２に規定する計算方法が適用されなければならない。

第三節　指定実施機関

（指定実施機関の指定）

第五十七条の十九　主務大臣は、その指定する者（以下「指定実施機関」という。）に、前二節の規定による主務大臣の事務（以下「国際協力排出削減量関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3　主務大臣は、第一項の規定により指定実施機関に国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わせるときは、その適正かつ確実な実施が確保されないおそれがあり、特に必要があると認めるときを除き、当該国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わないものとする。

4　指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量関係事務の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

（指定の基準）

第五十七条の二十　主務大臣は、前条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一　職員、国際協力排出削減量関係事務の実施の方法その他の事項についての国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　その申請に係る指定実施機関となろうとする者が前号の国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

三　国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国際協力排出削減量関係事務が不公正になるおそれがないこと。

四　前三号に掲げるもののほか、国際協力排出削減量関係事務を適正かつ確実に行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

2　主務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三　第五十七条の三十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　第二号に該当する者

ロ　第五十七条の二十二第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定の公示等）

第五十七条の二十一　主務大臣は、第五十七条の十九第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2　指定実施機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第五十七条の二十二　国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　主務大臣は、指定実施機関の役員が、第五十七条の二十四第一項に規定する事務規程に違反する行為をしたとき、又は国際協力排出削減量関係事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定実施機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第五十七条の二十三　指定実施機関の役員及び職員（第五十七条の十九第四項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）及びその職員その他の当該委託を受けた事務に従事する者を含む。次項において同じ。）並びにこれらの者であった者は、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事務規程）

第五十七条の二十四　指定実施機関は、主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務の実施に関する規程（以下この条及び第五十七条の三十一第二項第四号において「事務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一　国際協力排出削減量関係事務の範囲に関する事項

二　国際協力排出削減量関係事務の実施の方法に関する事項

三　国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項

四　その他国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項として主務省令で定める事項

3　指定実施機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務規程を公表しなければならない。

4　主務大臣は、第一項の規定により認可をした事務規程が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定実施機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第五十七条の二十五　指定実施機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第五十七条の二十六　指定実施機関は、国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と国際協力排出削減量関係事務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第五十七条の二十七　指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量関係事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（監督命令）

第五十七条の二十八　主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定実施機関に対し、国際協力排出削減量関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十七条の二十九　主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定実施機関から国際協力排出削減量関係事務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定実施機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第三十六条の三十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（事務の休廃止）

第五十七条の三十　指定実施機関は、主務大臣の許可を受けなければ、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第五十七条の三十一　主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の二十第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、当該指定実施機関の指定を取り消さなければならない。

2　主務大臣は、指定実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定実施機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第五十七条の二十第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

二　第五十七条の二十一第二項、第五十七条の二十五、第五十七条の二十七又は前条第一項の規定に違反したとき。

三　第五十七条の二十二第二項、第五十七条の二十四第四項又は第五十七条の二十八の規定による命令に違反したとき。

四　第五十七条の二十四第一項の規定により認可を受けた事務規程によらないで国際協力排出削減量関係事務を行ったとき。

五　不正な手段により第五十七条の十九第一項の規定による指定を受けたとき。

3　主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における経過措置）

第五十七条の三十二　前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合において、主務大臣がその取消し後に新たに指定実施機関を指定したときは、取消しに係る指定実施機関の国際協力排出削減量関係事務に係る財産は、新たに指定を受けた指定実施機関に帰属する。

2　前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減量関係事務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

（主務大臣による国際協力排出削減量関係事務の実施）

第五十七条の三十三　主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の三十第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を休止した場合、第五十七条の三十一第二項の規定により指定実施機関に対し国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定実施機関が天災その他の事由により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第五十七条の十九第三項の規定にかかわらず、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　主務大臣は、前項の規定により国際協力排出削減量関係事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている国際協力排出削減量関係事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　主務大臣が、第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務を行うこととし、第五十七条の三十一第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の廃止を許可し、又は第五十七条の三十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減量関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第四節　主務省令への委任

第五十七条の三十四　この章に定めるもののほか、国際協力排出削減量口座簿における口座の開設並びに国際協力排出削減量の増加の記録及び国際協力排出削減量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、パリ協定及び同協定以外の気候変動への対応に関する我が国が締結した国際約束の内容並びに同協定第十六条に規定する締約国会議の決定に適合するよう、主務省令で定める。

第五十九条中「使用の促進」の下に「、日常生活用製品等の製造等を行う者による当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供の促進」を加える。

第六十条中「及び経済産業大臣」を「、経済産業大臣及び農林水産大臣」に改め、「移転」の下に「、事業者による国際温室効果ガス排出削減等協力事業に資する取組の実施、国際協力排出削減量の取得及び政府保有口座への移転」を加える。

第六十二条に次の三号を加える。

四　第五十七条の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者

五　第五十七条の十一第二項の振替の申請をする者

六　第五十七条の十七の書面の交付を請求する者

第六十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一　国際協力排出削減量の増加の記録及び指定実施機関に係る事項　環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

二　国際協力排出削減量の管理に係る事項　環境大臣及び経済産業大臣

第六十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前章における主務省令は、前項各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第六十五条第二号中「及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項」を「第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）及び第十一項第三号（第二十二条の三第五項、第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第九項」に改め、同条第三号中「第二十二条の二第四項第七号」を「第二十二条の二第四項第九号」に改め、「場合」の下に「並びに第二十二条の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合」を加え、同条第四号中「第二十二条の二第四項第八号」を「第二十二条の二第四項第十号」に改め、同条第五号中「及び第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第九項」に改め、同条第六号中「含む。）」の下に「及び第二十二条の五第十項」を加え、同条第七号中「含む。）」の下に「及び第二十二条の五第十項」を、「第二十二条の二第十一項第三号」の下に「並びに第二十二条の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第四号」を加え、同条に次の一号を加える。

八　第二十二条の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務（同法第十五条の三の三第一項に係るものに限る。）

第六十八条第二項中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十六条の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

二　第五十七条の二十三第一項の規定に違反して、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者

第六十九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二　第五十七条の三十一第二項の規定による国際協力排出削減量関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

二　第五十七条の九第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二　次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした指定実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第五十七条の二十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第五十七条の二十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第五十七条の三十第一項の規定による許可を受けないで、国際協力排出削減量関係事務の全部を廃止したとき。

第七十二条第一項中「第二十二条の十四」を「第二十二条の十六」に改める。

第七十五条に次の一号を加える。

四　第五十七条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則第三条第一項中「の利用」を「の利用等」に改める。

附則第四条中「令和七年」を「令和十二年」に改める。

第二条　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　割当量口座簿等（第四十三条―第五十七条）」を削り、「第九章の二」を「第九章　割当量口座簿等（第四十三条―第五十七条）」に、「第五十七条の二―第五十七条の五」を「第四十三条―第四十六条」に、「第五十七条の六―第五十七条の十八」を「第四十七条―第五十七条の十九―第五十七条の三十三」を「第五十七条の四―第五十七条の十八」に、「第五十七条の三十四」を「第五十七条の十九」に改める。

第二条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同条第九項中「第五十七条の四第一項」を「第四十五条第一項」に、「第九章の二第一節」を「第九章第一節」に改め、同項を同条第八項とする。

第三十六条の十九第九項中「第五十七条の六第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

第九章を削り、第九章の二第一節中第五十七条の二を第四十三条とし、第五十七条の三を第四十四条とする。

第五十七条の四第一項中「第五十七条の二第五項」を「第四十三条第五項」に改め、同条第二項第一号中「第五十七条の六第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同項第二号中「第五十七条の八第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第四十五条とする。

第五十七条の五中「第五十七条の二第四項」を「第四十三条第四項」に、「第五十七条の三第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第四十六条とし、第九章の二第二節中第五十七条の六を第四十七条とし、第五十七条の七を第四十八条とする。

第五十七条の八第二項第二号中「本店等」を「本店等（本店又は主たる事務所をいう。次条第三項及び第五十一条第一項において同じ。）」に、「第五十七条の十第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同項第三号中「第五十七条の十一第三項第一号」を「第五十二条第三項第一号」に改め、同条を第四十九条とし、第五十七条の九を第五十条とし、第五十七条の十を第五十一条とする。

第五十七条の十一第一項中「この章及び第六十二条第五号において」を削り、同条第三項第三号イ中「第五十七条の十八第一項」を「第五十七条の三第一項」に改め、同条を第五十二条とし、第五十七条の十二を第五十三条とし、第五十七条の十三を第五十四条とする。

第五十七条の十四中「第五十七条の八第二項第四号」を「第四十九条第二項第四号」に改め、同条を第五十五条とし、第五十七条の十五を第五十六条とする。

第五十七条の十六中「第五十七条の十一」を「第五十二条」に改め、同条を第五十七条とし、第五十七条の十七を第五十七条の二とし、第五十七条の十八を第五十七条の三とし、第九章の二第三節中第五十七条の十九を第五十七条の四とする。

第五十七条の二十第二項第三号中「第五十七条の三十一第一項」を「第五十七条の十六第一項」に改め、同項第四号ロ中「第五十七条の二十二第二項」を「第五十七条の七第二項」に改め、同条を第五十七条の五とする。

第五十七条の二十一第一項中「第五十七条の十九第一項」を「第五十七条の四第一項」に改め、同条を第五十七条の六とする。

第五十七条の二十二第二項中「第五十七条の二十四第一項」を「第五十七条の九第一項」に改め、同条を第五十七条の七とする。

第五十七条の二十三第一項中「第五十七条の十九第四項」を「第五十七条の四第四項」に改め、同条を第五十七条の八とする。

第五十七条の二十四第一項中「第五十七条の三十一第二項第四号」を「第五十七条の十六第二項第四号」に改め、同条を第五十七条の九とする。

第五十七条の二十五第一項中「第五十七条の十九第一項」を「第五十七条の四第一項」に改め、同条を第五十七条の十とし、第五十七条の二十六を第五十七条の十一とし、第五十七条の二十七から第五十七条の三十までを十五条ずつ繰り上げる。

第五十七条の三十一第一項中「第五十七条の二十第二項各号」を「第五十七条の五第二項各号」に改め、同条第二項第一号中「第五十七条の二十第一項各号」を「第五十七条の五第一項各号」に改め、同項第二号中「第五十七条の二十一第二項、第五十七条の二十五、第五十七条の二十七」を「第五十七条の六第二項、第五十七条の十、第五十七条の十二」に改め、同項第三号中「第五十七条の二十二第二項、第五十七条の二十四第四項又は第五十七条の二十八」を「第五十七条の七第二項、第五十七条の九第四項又は第五十七条の十三」に改め、同項第四号中「第五十七条の二十四第一項」を「第五十七条の九第一項」に改め、同項第五号中「第五十七条の十九第一項」を「第五十七条の四第一項」に改め、同条を第五十七条の十六とし、第五十七条の三十二を第五十七条の十七とする。

第五十七条の三十三第一項中「第五十七条の三十第一項」を「第五十七条の十五第一項」に、「第五十七条の三十一第二項」を「第五十七条の十六第二項」に、「第五十七条の十九第三項」を「第五十七条の十七第二項」に改め、同条第三項中「第五十七条の三十第一項」を「第五十七条の十五第一項」に改め、同条を第五十七条の十八とし、第九章の二第四節中第五十七条の三十四を第五十七条の十九とする。

第九章の二を第九章とする。

第六十条中「、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転」を削る。

第六十二条第一号から第三号までを削り、同条第四号中「第五十七条の九第三項」を「第五十条第三項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第五号中「第五十七条の十一第二項」を「第五十二条第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第六号中「第五十七条の十七」を「第五十七条の二」に改め、同号を同条第三号とする。

第六十九条第二号中「第五十七条の二十三第一項」を「第五十七条の八第一項」に改める。

第六十九条の二中「第五十七条の三十一第二項」を「第五十七条の十六第二項」に改める。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条　第五十条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二第一号中「第五十七条の二十七」を「第五十七条の十二」に改め、同条第二号中「第五十七条の二十九第一項」を「第五十七条の十四第一項」に改め、同条第三号中「第五十七条の三十第一項」を「第五十七条の十五第一項」に改める。

第七十五条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第五十七条の十第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同号を同条第二号とする。

附則中第二条の前の見出し及び同条を削り、第三条を第二条とし、同条の前に見出しとして「（検討）」を付し、第四条を第三条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地球温暖化対策の推進に関する法律第七条、第二十四条、第三十九条第二項第四号、第四十一条及び第五十九条並びに附則第三条第一項及び第四条の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日

二　第二条の規定並びに次条第二項並びに附則第三条第一項及び第六条から第十七条までの規定　令和八年一月一日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存する第一条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この項及び次条第二項において「新法」という。）第五十七条の六第一項の国際協力排出削減量口座簿に相当する政府が調製した口座簿に開設された口座に増加の記録がされた新法第二条第九項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（以下この項において「相当事業」という。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であって、国際協力排出削減量に相当するものとして主務大臣が認めたものは、新法第五十七条の四第五項の規定により増加の記録がされた国際協力排出削減量とみなして、新法の規定（新法第五十七条の十一（第三項第三号イに規定する無効化に係る部分に限る。）の規定にあっては、令和三年一月一日以降に行われた相当事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量についての同条第一項に規定する振替を行う場合に限る。）を適用する。

2　前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この項において「第二号旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理を行っている口座名義人に係る第二号旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量については、第二号旧法第九章、第六十二条第一号から第三号まで並びに第七十五条第二号及び第三号の規定は、なお効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第六十九条及び第六十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の項第二号中「及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項」を「（第二十二条の三第五項、第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第九項」に改め、同項第三号中「第二十二条の二第四項第七号」を「第二十二条の二第四項第九号」に改め、「場合」の下に「並びに第二十二条の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合」を加え、同項第四号中「第二十二条の二第四項第八号」を「第二十二条の二第四項第十号」に改め、同項第五号中「及び第二十二条の四第二項」を「、第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第九項」に改め、同項第六号中「含む。）」の下に「及び第二十二条の五第十項」を加え、同項第七号中「含む。）」の下に「及び第二十二条の五第十項」を、「第二十二条の二第十一項第三号」の下に「並びに第二十二条の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第四号」を加え、同項に次の一号を加える。

八　第二十二条の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務（同法第十五条の三の三第一項に係るものに限る。）

（農業協同組合法の一部改正）

第六条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第十三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第七条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第八条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第九条の九第六項第十二号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第九条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第三条の二第一項ただし書、第九十六条の二十七第一項第一号及び第九十六条の三十七第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第十条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第十三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第六項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第五十四条第四項第十三号及び第五項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十一条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第三項第十一号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第十二条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第五十八条の二第一項第十六号及び第三項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号及び第九十四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（銀行法の一部改正）

第十四条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第十一条第四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（保険業法の一部改正）

第十五条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第九十九条第二項第四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十六条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十六号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第十七条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項第十八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第十八条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第十九条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四百二十四条第十二号中「、第六十七条第一項及び第六十九条」を「及び第六十七条第一項」に改める。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月十九日

総務大臣　松本　剛明
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十七号

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「五年」を「十年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十八号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定ソフトウェア事業者の指定等（第三条・第四条）
第三章　指定事業者の義務
　第一節　指定事業者の禁止行為（第五条―第九条）
　第二節　指定事業者の講ずべき措置（第十条―第十三条）
　第三節　指定事業者による報告書の提出等（第十四条）
第四章　違反に対する措置等
　第一節　調査等（第十五条―第十七条）
　第二節　排除措置命令等（第十八条―第三十条）
第五章　差止請求、損害賠償等（第三十一条―第四十一条）
第六章　雑則（第四十二条―第四十八条）
第七章　罰則（第四十九条―第五十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「スマートフォン」とは、次の各号のいずれにも該当する端末をいう。

一　常時携帯して利用できる大きさであること。

二　当該端末にソフトウェア（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の集合体であって、特定の目的のために電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第八条第三号において同じ。）を追加的に組み込み、当該ソフトウェアを当該端末で利用できること。

三　当該端末を用いて電話及びインターネットの利用ができること。

2　この法律において「基本動作ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中央演算処理装置における演算の制御その他のスマートフォンの動作の制御を行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェアをいう。

3　この法律において「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいう。

4　この法律において「アプリストア」とは、個別ソフトウェアのうち、他の個別ソフトウェアを有償又は無償で提供して、当該他の個別ソフトウェアをスマートフォンに組み込む用途に供されるものをいう。

5　この法律において「ブラウザ」とは、個別ソフトウェアのうち、主としてインターネットを利用してウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用途に供される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十五条及び第三十六条第一項第一号において同じ。）であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を閲覧する用途に供されるものをいう。

6　この法律において「検索エンジン」とは、入力された検索情報（検索により求める情報をいう。）に対応して当該検索情報が記録された不特定多数のウェブページのドメイン名（インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。）その他の所在に関する情報を出力するソフトウェアをいう。

7　この法律において「特定ソフトウェア」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンを総称する。

8　この法律において「特定ソフトウェアの提供等」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア若しくはブラウザの提供又は検索エンジンを用いた検索役務（スマートフォンの利用者が検索により求める情報を特定の分野又は画像、映像その他の特定の形式に限定することなく表示する役務をいう。第九条及び第十二条第二号イにおいて同じ。）の提供をいう。

9　この法律において「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第二条第一項に規定する事業者をいう。以下同じ。）をいう。

10　この法律において「ウェブサイト事業者」とは、商品又は役務の提供を目的として、スマートフォンを利用する公衆へのウェブページ又はその集合物の提示を行う事業者をいう。

第二章　特定ソフトウェア事業者の指定等

（特定ソフトウェア事業者の指定）

第三条　公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者（次項において「特定ソフトウェア事業者」という。）のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを、次章の規定の適用を受ける者として指定するものとする。

2　特定ソフトウェア事業者は、その行う特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が前項の政令で定める規模以上であるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定ソフトウェアの種類ごとに公正取引委員会規則で定める事項を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、同項の規定による指定（以下この章及び次章において単に「指定」という。）を受けた者（以下「指定事業者」という。）にあっては、当該指定に係る特定ソフトウェアについては、この限りでない。

３　指定は、文書によって行い、指定書には、指定に係る特定ソフトウェアの種類を示し、委員長及び第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

４　指定は、その名宛人に指定書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

（特定ソフトウェア事業者の指定の変更及び取消し）

第四条　指定事業者は、その指定に係る特定ソフトウェアの種類の全部又は一部について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に、その指定を変更し、又は取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　特定ソフトウェアの提供等を行わなくなったとき。

二　特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が前条第一項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

２　公正取引委員会は、前項の申出があった場合において、当該申出に理由があると認めるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、指定を決定で変更し、又は取り消すものとする。同項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

３　公正取引委員会は、指定事業者について、その指定に係る特定ソフトウェア以外の特定ソフトウェアに関し、その行う特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が前条第一項の政令で定める規模以上となったときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該指定を決定で変更するものとする。

４　前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「指定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

第三章　指定事業者の義務

第一節　指定事業者の禁止行為

（取得したデータの不当な使用の禁止）

第五条　指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、当該各号に定める行為を行ってはならない。

一　基本動作ソフトウェア　他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該個別ソフトウェアの利用状況に係るデータ、当該個別ソフトウェアの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他の個別アプリ事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等（独占禁止法第二条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に使用させること。

二　アプリストア　他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該個別ソフトウェアの売上げに係るデータ、当該個別ソフトウェアの仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他の個別アプリ事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用させること。

三　ブラウザ　他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得した当該ウェブページの閲覧履歴（スマートフォンの利用者がブラウザを利用してウェブページを閲覧する際に当該ブラウザに記録される閲覧日時その他の履歴をいう。第十条第一項第三号において同じ。）に係るデータ、当該ウェブページの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他のウェブサイト事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用させること。

（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）

第六条　指定事業者（基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアに関し、個別アプリ事業者に対し、当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアの作動中に表示される当該個別ソフトウェアの仕様等の表示の方法等に係る条件その他の個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いをしてはならない。

（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

第七条　指定事業者（基本動作ソフトウェアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、当該基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等（スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的をいう。次条において同じ。）のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一　当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアについて、次に掲げる行為を行うこと。

イ　当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを当該指定事業者（その子会社等を含む。次号において同じ。）が提供するものに限定すること。

ロ　イに掲げるもののほか、他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供し、又はスマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて他の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げること。

二　当該基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能であって、当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること。

（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

第八条　指定事業者（アプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係るアプリストアに関し、個別アプリ事業者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為（同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）にあっては、当該アプリストアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一　当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェアを通じて商品又は役務を提供する場合においてスマートフォンの利用者による当該商品又は役務の対価の支払の用に供する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）その他の支払手段（以下この号において単に「支払手段」という。）に関し、次に掲げる行為を行うこと。

イ　当該指定事業者（その子会社等を含む。以下この条において同じ。）が提供する支払管理役務（スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアの作動中に支払手段を用いることができるようにする役務をいう。以下この号において同じ。）以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用しないことを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

ロ　イに掲げるもののほか、当該指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用すること又は当該個別アプリ事業者が支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを妨げること。

二　当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア（以下この号において「本個別ソフトウェア」という。）を通じて商品又は役務を提供し、これと同一の商品又は役務をウェブページ又は本個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェア（以下この号において「関連ウェブページ等」という。）を通じて提供する場合（これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。）において、次に掲げる行為を行うこと。

イ　関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報について、本個別ソフトウェアの作動中に表示されないようにすることを当該アプリストアを通じて本個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること（本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能として公正取引委員会規則で定めるものの利用を拒み、又は制限する条件を付することを含む。）。

ロ　イに掲げるもののほか、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げること。

三　当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアの構成要素であるブラウザエンジン（ブラウザの一部を構成するソフトウェアであって、ウェブページに係る情報を閲覧することができる状態に処理するものをいう。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。

イ　当該指定事業者が提供するブラウザエンジンを当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

ロ　イに掲げるもののほか、当該指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを妨げること。

四　当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認（スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアを利用する際に符号その他の情報により当該スマートフォンの利用者を他の者と区別して識別することをいう。）の方法について、当該指定事業者が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

（検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為）

第九条　指定事業者（検索エンジンに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る検索エンジンを用いて提供する検索役務において、スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際に、当該指定事業者（その子会社等を含む。）が提供する商品又は役務を、正当な理由がないのに、これと競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱ってはならない。

第二節　指定事業者の講ずべき措置

（データの取得等の条件の開示に係る措置）

第十条　指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　基本動作ソフトウェア　他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの利用状況に係るデータ、当該個別ソフトウェアの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件（取得するデータの内容及びその管理体制を含む。以下この条において同じ。）及び当該他の個別アプリ事業者による取得に関する条件（取得の可否及び方法並びに取得できるデータの内容を含む。次号において同じ。）について、当該他の個別アプリ事業者に開示する措置

二　アプリストア　他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの売上げに係るデータ、当該個別ソフトウェアの仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他の個別アプリ事業者に開示する措置

三　ブラウザ　他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得する当該ウェブページの閲覧履歴に係るデータ、当該ウェブページの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他のウェブサイト事業者に開示する措置

2　指定事業者は、スマートフォンの利用者による前項各号に掲げる特定ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該利用の状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件について、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該利用者に開示する措置を講じなければならない。

（取得したデータの移転に係る措置）

第十一条　指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該特定ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの利用者の求めに応じて、当該利用者又は当該利用者が指定する者に対して、当該各号に定めるデータを円滑に移転するために必要な措置を講じなければならない。

一　基本動作ソフトウェア　当該利用者による当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者の連絡先に関するデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ

二　アプリストア　当該利用者による当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者が購入した個別ソフトウェアに関する情報その他の公正取引委員会規則で定めるデータ

三　ブラウザ　当該利用者による当該ブラウザの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者がその閲覧の利便のために当該ブラウザに記録したウェブページの所在に関する情報その他の公正取引委員会規則で定めるデータ

（標準設定等に係る措置）

第十二条　指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　基本動作ソフトウェア　イからニまでに掲げる措置

イ　当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定（基本動作ソフトウェアにより特定の個別ソフトウェアが自動的に選択され、起動する設定をいう。ロにおいて同じ。）について、当該指定事業者（その子会社等を含む。以下この条において同じ。）が提供する個別ソフトウェアが起動する場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置

ロ　個別ソフトウェアのうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるものについて、当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置

ハ　当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンに追加的に組み込む場合において当該スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置

ニ　当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利用者が簡易な操作によりそのスマートフォンから消去（スマートフォンの設定を操作する個別ソフトウェアその他のスマートフォンの動作に不可欠であり、かつ、他の事業者が技術的に提供できない個別ソフトウェアにあっては、当該個別ソフトウェアを起動させるための標章を表示しないことその他の消去に相当する操作）をすることができるようにするために必要な措置

二　ブラウザ　イ及びロに掲げる措置

イ　当該ブラウザに係る標準設定（ブラウザにより特定の検索役務その他の役務が自動的に選択され、提供される設定をいう。ロにおいて同じ。）について、当該指定事業者による役務が提供されている場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置

ロ　当該ブラウザに係る標準設定に係る役務のうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるものについて、当該ブラウザに係る標準設定をすることができる同種の複数の役務についての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置

（特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置）

第十三条　指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、仕様の設定若しくは変更、利用に係る条件の設定若しくは変更又は利用の拒絶をするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める事業者が当該措置に円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

一　基本動作ソフトウェア　当該基本動作ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者

二　アプリストア　当該アプリストアを利用する個別アプリ事業者

三　ブラウザ　当該ブラウザにより表示されるウェブページを提示するウェブサイト事業者

第三節　指定事業者による報告書の提出等

第十四条　指定事業者は、毎年度、公正取引委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、公正取引委員会に提出しなければならない。

一　指定事業者の事業の概要に関する事項

二　第五条から前条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、この法律の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

2　公正取引委員会は、事業者の秘密を除いて、前項の報告書を公表しなければならない。

第四章　違反に対する措置等

第一節　調査等

（公正取引委員会に対する申出等）

第十五条　何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2　指定事業者は、前項の規定による報告及び求めをした者に対し、当該報告及び求めをしたことを理由として、特定ソフトウェアの利用の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならない。

3　第一項の規定による報告があったときは、公正取引委員会は、当該報告に係る事件について必要な調査をしなければならない。

4　第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

5　公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、職権をもって適当な措置をとることができる。

（調査のための処分）

第十六条　公正取引委員会は、前章の規定に違反する行為に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

一　当該事件の関係人若しくは参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三　帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四　当該事件の関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

2　公正取引委員会は、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の規定による処分をさせることができる。

3　前項の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。

4　第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（調書の作成）

第十七条　公正取引委員会は、前章の規定に違反する行為に係る事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、かつ、特に前条第一項の規定による処分があったときは、処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければならない。

第二節　排除措置命令等

（排除措置命令）

第十八条　第五条から第九条までの規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、指定事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

2　公正取引委員会は、第五条から第九条までの規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなった日から三年を経過したときは、この限りでない。

一　当該行為をした指定事業者

二　当該行為をした指定事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三　当該行為をした指定事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四　当該行為をした指定事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（課徴金納付命令）

第十九条　指定事業者が、第七条又は第八条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）に違反する行為（以下この条から第二十一条までにおいて単に「違反行為」という。）をしたときは、公正取引委員会は、当該指定事業者に対し、当該違反行為に係る違反行為期間（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。次項及び第二十一条第五項において同じ。）における、政令で定めるところにより算定した当該指定事業者及びその特定非違反供給子会社等（独占禁止法第二条の二第七項に規定する特定非違反供給子会社等をいう。次項において同じ。）が供給した当該違反行為に係る商品又は役務の売上額に、百分の二十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　当該違反行為をした日が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第十六条第一項（第二号に係る部分を除く。）の規定による処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかった場合にあっては、当該指定事業者が第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第六十二条第四項において読み替えて準用する独占禁止法第五十条第一項の規定による通知を受けた日）をいう。次号及び次条において同じ。）の十年前の日以後である場合　当該違反行為をした日

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為に係る事件についての調査開始日の十年前の日

2　前項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）をする場合において、当該指定事業者が公正取引委員会又は当該違反行為に係る事件について第十六条第二項の規定により指定された審査官その他の当該違反行為に係る事件の調査に関する事務に従事する職員による当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかったときは、公正取引委員会は、当該指定事業者に係る違反行為期間のうち当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における前項に規定する売上額を、当該指定事業者、その特定非違反供給子会社等又は当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、公正取引委員会規則で定める合理的な方法により推計して、課徴金納付命令をすることができる。

（割増算定率）

第二十条　課徴金納付命令をする場合において、当該指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

一　当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、課徴金納付命令を受けたことがある者（当該課徴金納付命令が確定している場合であって、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

二　前号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社（独占禁止法第二条の二第三項に規定する完全子会社をいう。以下この号において同じ。）が課徴金納付命令を受けたことがある者（当該課徴金納付命令の日において当該指定事業者の完全子会社である場合であって、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

三　前二号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に課徴金納付命令を受けたことがある他の事業者である法人と合併した事業者である法人又は当該他の事業者である法人から当該課徴金納付命令に係る違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した事業者である法人（当該合併、譲受け又は分割の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

（課徴金の納付義務）

第二十一条　課徴金納付命令を受けた者は、前二条の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2　前二条の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3　違反行為をした指定事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた課徴金納付命令は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた課徴金納付命令とみなして、第十九条からこの条までの規定を適用する。

4　違反行為をした指定事業者が法人である場合において、当該法人がその一若しくは二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた課徴金納付命令は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下この項において「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた課徴金納付命令とみなして、第十九条からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第十九条第一項中「当該指定事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第二十一条第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第一項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、課徴金納付命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

5　違反行為期間の終了した日から三年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金納付命令をすることができない。

（確約手続に係る通知）

第二十二条　公正取引委員会は、第五条から第九条までの規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となった行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第五十条第一項（第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一　当該行為の概要

二　違反する疑いのある法令の条項

三　次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

（排除措置計画に係る認定の申請等）

第二十三条　前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第二十五条までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第二十五条第一項第一号において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

2　排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　排除措置の内容

二　排除措置の実施期限

三　その他公正取引委員会規則で定める事項

3　公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであること。

二　排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

4　前項の認定は、文書によって行い、認定書には、委員長及び第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

5　第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

6　公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その排除措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

8　第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会の認定を受けなければならない。

9　第三項から第七項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（排除措置計画に係る認定の効果）

第二十四条　第十八条及び第十九条第一項の規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条第一項及び第三項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があった場合は、この限りでない。

（排除措置計画に係る認定の取消し）

第二十五条　公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第二十三条第三項の認定を取り消さなければならない。

一　当該認定を受けた排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認めるとき。

二　当該認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

2　第二十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による第二十三条第三項の認定の取消しがあった場合において、当該取消しが第十八条第二項ただし書に規定する期間の満了する日の一年前の日以後にあったときは、当該認定に係る疑いの理由となった行為に対する同項の規定による命令は、同項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から一年間においても、することができる。

4　前項の規定は、課徴金納付命令について準用する。この場合において、同項中「第十八条第二項ただし書」とあるのは「第二十一条第五項」と、「同項ただし書」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（既往の行為に対する確約手続に係る通知）

第二十六条　公正取引委員会は、第五条から第九条までの規定に違反する疑いの理由となった行為が既になくなっている場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第五十条第一項（第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一　次に掲げる者

イ　疑いの理由となった行為をした者

ロ　疑いの理由となった行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

ハ　疑いの理由となった行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

ニ　疑いの理由となった行為をした者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

二　次に掲げる事項

イ　疑いの理由となった行為の概要

ロ　違反する疑いのあった法令の条項

ハ　次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

（排除確保措置計画に係る認定の申請等）

第二十七条　前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第二十九条までにおいて「排除確保措置」という。）に関する計画（以下この条及び第二十九条第一項第一号において「排除確保措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

2　排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　排除確保措置の内容

二　排除確保措置の実施期限

三　その他公正取引委員会規則で定める事項

3　公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであること。

二　排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

4　第二十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

5　公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その排除確保措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

6　第二十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは「決定書」と読み替えるものとする。

7　第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除確保措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会の認定を受けなければならない。

8　第三項から第六項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（排除確保措置計画に係る認定の効果）

第二十八条　第十八条及び第十九条第一項の規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第七項の規定による変更の認定を含む。次条第一項及び第三項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除確保措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があった場合は、この限りでない。

（排除確保措置計画に係る認定の取消し）

第二十九条　公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第二十七条第三項の認定を取り消さなければならない。

一　当該認定を受けた排除確保措置計画に従って排除確保措置が実施されていないと認めるとき。

二　当該認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

2　第二十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは「決定書」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による第二十七条第三項の認定の取消しがあった場合において、当該取消しが第十八条第二項ただし書に規定する期間の満了する日の一年前の日以後にあったときは、当該認定に係る疑いの理由となった行為に対する同項の規定による命令は、同項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から一年間においても、することができる。

4　前項の規定は、課徴金納付命令について準用する。この場合において、同項中「第十八条第二項ただし書」とあるのは「第二十一条第五項」と、「同項ただし書」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（勧告及び命令）

第三十条　公正取引委員会は、指定事業者が前章第二節又は第十五条第二項の規定に違反したと認めるときは、当該指定事業者に対し、速やかにその違反に係る行為をやめるべきこと、同節に規定する措置を講ずべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　公正取引委員会は、前項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第五章　差止請求、損害賠償等

（差止請求権）

第三十一条　第五条から第九条までの規定に違反する行為によってその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する指定事業者又は侵害するおそれがある指定事業者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

（無過失損害賠償責任）

第三十二条　第五条から第九条までの規定に違反する行為をした指定事業者は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

2　指定事業者は、故意又は過失がなかったことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

3　第一項の規定による損害賠償の請求権は、排除措置命令（第十八条第一項又は第二項の規定による命令をいう。以下同じ。）（排除措置命令がされなかった場合にあっては、課徴金納付命令）が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

4　前項の請求権は、排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、課徴金納付命令）が確定した日から三年を経過したときは、時効によって消滅する。

（不正の目的による提訴に対する担保の提供）

第三十三条　第三十一条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命ずることができる。

2　前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によるものであることを疎明しなければならない。

（公正取引委員会への通知等）

第三十四条　裁判所は、第三十一条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委員会に通知するものとする。

２　裁判所は、前項の訴えが提起されたときは、公正取引委員会に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

３　公正取引委員会は、第一項の訴えが提起されたときは、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる。

（書類の提出等）

第三十五条　裁判所は、第三十一条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類又は電磁的記録の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

２　裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

３　裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。次条第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は電磁的記録を開示することができる。

４　前三項の規定は、第三十一条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（秘密保持命令）

第三十六条　裁判所は、第三十一条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下この条及び次条第五項において同じ。）について、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一　既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠（前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により開示された書類若しくは電磁的記録又は検証の目的を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二　前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

２　前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　秘密保持命令を受けるべき者

二　秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三　前項各号に掲げる事由に該当する事実

３　秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二十二条において準用する同法第一百五十二条第一項の規定により作成された同法第三条の七第三項に規定する電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

４　秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

５　秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（秘密保持命令の取消し）

第三十七条　秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

２　秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

３　秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

４　秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

５　裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第三十八条　秘密保持命令が発せられた訴訟（全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があった場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求があった旨を通知しなければならない。

２　前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があった日から二週間を経過する日までの間（その請求の手続を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手続を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

３　前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

（損害賠償請求訴訟等における公正取引委員会の意見）

第三十九条　第三十二条第一項の規定による損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、公正取引委員会に対し、同項に規定する違反行為によって生じた損害の額について、意見を求めることができる。

２　前項の規定は、第三十二条第一項の規定による損害賠償の請求が相殺のために裁判上主張された場合について準用する。

（緊急停止命令）

第四十条　裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第五条から第九条までの規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、当該行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

２　前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。

（供託による緊急停止命令の執行の免除等）

第四十一条　前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。）を供託して、その執行を免れることができる。

2　前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができる。

3　前条第二項の規定による裁判について準用する。

第六章　雑則

（独占禁止法の準用）

第四十二条　独占禁止法第四十三条、第四十三条の二、第四十九条から第六十二条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六から第七十条の九まで、第七十五条から第七十七条まで並びに第八十四条の二から第八十八条までの規定は、この法律に基づく公正取引委員会の職務及び訴訟に関する手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独占禁止法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に読み替えるものとする。

第四十九条	第七条第一項若しくは第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条の二又は第二十条第一項	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第十八条第一項又は第二項
第五十四条第一項	第四十七条第二項	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第十六条第二項
第六十二条第一項	第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項若しくは第二十条第二項から第二十条の二までの規定による命令（以下「納付命令」という。）	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第十九条第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）
第六十二条第二項	納付命令は	課徴金納付命令は
第六十二条第四項	納付命令	課徴金納付命令
第六十五条第一項	納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の規定による認定並びにこの節の規定による決定（第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。）	課徴金納付命令、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の規定による指定、同法第四条第二項及び第三項の決定、同法第二十三条第二項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。）、同法第二十五条第一項の決定、同法第二十七条第三項の認定（同条第七項の規定による変更の認定を含む。）、同条第五項の決定、同法第三十条第二項の規定による命令並びに同法第四十二条第三項の決定（以下「命令等」という。）を除く。

第六十八条第一項	第四十八条の三第三項の認定	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第二十三条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。）
	第四十七条	同法第十六条
	第四十八条の五第一項各号	同法第二十五条第一項各号
第六十八条第二項	第四十八条の七第三項の認定	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第二十七条第三項の認定（同条第七項の規定による変更の認定を含む。）
	第四十七条	同法第十六条
	第四十八条の九第一項各号	同法第二十九条第一項各号
第六十八条第三項	競争回復措置命令が確定した	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第三十条第二項の規定による命令をした
	第四十七条	同法第十六条
第七十条第一項	第七条の八第四項（第七条の九第三項若しくは第四項又は第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。）	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第二十一条第四項
	第七条の二第一項、第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条の六までの規定による課徴金の納付を命じた	課徴金納付命令をした
	これらの規定による納付命令	課徴金納付命令
	とき（第六十三条第五項に規定する場合を除く。）	とき
第七十条の三第三項	排除措置命令又は競争回復措置命令	排除措置命令
第七十五条	第四十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項
第七十六条第一項	事件の処理手続及び届出、認可又は承認の申請	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第三章の規定に違反する行為に係る事件の処理手続及び届出、報告

第七十六条第二項	排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）	命令等
第七十七条	排除措置命令等	命令等
第八十四条の二	第二十四条	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十一条
第八十四条の三	第八十九条から第九十一条まで	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第五十条
第八十五条第一号	排除措置命令等	命令等
第八十五条第二号	第七十条の四第一項、第七十条の五第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十八条	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第四十条第一項、第四十一条第一項及び第二項、第五十六条並びに第五十七条
第八十五条の二	第二十五条	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十二条第一項
第八十七条の二	第二十四条	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十一条
第八十八条	排除措置命令等	命令等

（関係行政機関の意見の聴取）

第四十三条　公正取引委員会は、第七条ただし書又は第八条ただし書の規定の適用に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣又はこども家庭庁長官その他の関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。

2　前項に定めるもののほか、公正取引委員会は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。

3　内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣及びこども家庭庁長官その他の関係行政機関の長は、第七条ただし書及び第八条ただし書の規定の適用について、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

4　前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、この法律の施行に関し、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

（行政手続法の適用除外）

第四十四条　公正取引委員会がする第十六条第一項の規定による処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）、排除措置命令、課徴金納付命令、第二十三条第一項又は第二十七条第一項の規定による申請に係る処分及び第四十二条において準用する独占禁止法の規定による処分（当該規定によって指定職員（同条において準用する独占禁止法第五十三条第一項に規定する指定職員をいう。次条において同じ。）がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（審査請求の制限）

第四十五条　公正取引委員会がこの法律に基づいてした処分（第十六条第二項の規定による審査官の処分及び第四十二条において準用する独占禁止法の規定による指定職員の処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（指針の公表）

第四十六条　公正取引委員会は、第三章第一節及び第二節に定める事項に関して、指定事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

（政令への委任）

第四十七条　この法律に定めるものを除くほか、公正取引委員会の調査に関する手続その他第三章の規定に違反する行為に係る事件の処理及び第四十一条第一項の供託に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令又は規則の改廃における経過措置）

第四十八条　この法律に基づき、政令又は公正取引委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は公正取引委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章　罰則

第四十九条　秘密保持命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3　第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第五十条　排除措置命令が確定した後においてこれに違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による当該事件の関係人又は参考人に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

二　第十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による鑑定人に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をしたとき。

三　第十六条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による物件の所持者に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して物件を提出しないとき。

四　第十六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による検査（同条第二項の規定によって審査官がする検査を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十二条　第三十条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第十四条第一項の規定による報告書を提出せず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

第五十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十九条第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

2　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一　第五十条　三億円以下の罰金刑

二　第五十一条　二億円以下の罰金刑

三　第五十二条又は前条　各本条の罰金刑

3　第一項の規定により第四十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

4　第二項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十五条　第五十条の違反があった場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった当該法人の代表者に対しても、同条の罰金刑を科する。

第五十六条　排除措置命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第五十七条　第四十条第一項の規定による裁判に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五十八条　第五十条の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、次に掲げる宣告をすることができる。ただし、第一号に掲げる宣告をするのは、その特許権又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権が、犯人に属している場合に限る。

一　違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消されるべき旨

二　判決確定後六月以上三年以下の期間、政府との間に契約をすることができない旨

2　前項第一号に掲げる宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付しなければならない。

3　前項の規定による判決の謄本の送付があったときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条、第六条及び第八条の規定　公布の日

二　第二条（第九項及び第十項を除く。）、第二章、第四十二条（同章に係る部分に限る。）、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第四十八条、第五十三条（第一号に係る部分に限る。）並びに第五十四条第二項（第三号に係る部分（第五十三条第一号に係る部分に限る。）に限る。）及び第四項の規定　公布の日から起算して六月を経過した日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第三条　この法律の施行の日（附則第六条において「施行日」という。）が民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（以下この条及び附則第六条において「民訴法等一部改正法施行日」という。）前である場合には、民訴法等一部改正法施行日の前日までの間における第三十五条第一項から第三項まで及び第三十六条第一項第一号の規定の適用については、第三十五条第一項から第三項までの規定中「書類又は電磁的記録」とあり、及び第三十六条第一項第一号中「書類若しくは電磁的記録」とあるのは「書類」と、第三十五条第一項中「所持者又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」とあり、及び同条第二項中「所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者」とあるのは「所持者」とする。

2　前項に規定する場合における民訴法等一部改正法施行日前に提起された第三十一条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えについての第三十六条第三項及び第四項、第三十七条第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第三十六条第三項中「電子決定書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された同法第三条の七第三項に規定する電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）」とあり、並びに同条第四項及び第三十七条第二項中「電子決定書」とあるのは「決定書」と、第三十八条第一項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法（平成八年法律第百九号）」とする。

（民事訴訟費用等に関する法律及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「第八十二条第一項の規定による申立て」の下に「、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て」を加える。

一　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第一の一七の項ホ

二　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）第八十八条のうち民事訴訟費用等に関する法律別表第一の改正規定

第五条　民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第四条のうち民事訴訟費用等に関する法律別表第一の次に一表を加える改正規定中「第八十二条第一項の規定による申立て」の下に「、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て」を加える。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第六条　民訴法等一部改正法施行日が施行日前である場合には、施行日の前日までの間における民事訴訟費用等に関する法律別表第二の一三の項ハの規定の適用については、同項ハ中「申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による申立て」とあるのは、「申立て」とする。

（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一号中「第十条」の下に「又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第四十二条」を加える。

（政令への委任）

第八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

法務大臣　小泉　龍司

府　令

○内閣府令第五十九号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教習の時間及び方法） **第三十三条**　［1～4　略］ 5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。 一　技能教習については、次のとおりとする。 ［イ～カ　略］ ヨ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する教習にあつては四時限を、その他の者に対する教習にあつては三時限（基本操作及び基本走行にあつては、二時限）を超えないこと（第一種免許に係る教習を受ける者に対して一日に三時限の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。 ［タ～ム　略］ 二　［略］ 6　［略］	（教習の時間及び方法） **第三十三条**　［1～4　同上］ 5　［同上］ 一　［同上］ ［イ～カ　同上］ ヨ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、三時限（基本操作及び基本走行（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する教習にあつては、二時限）を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行を行う場合及び複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。 ［タ～ム　同上］ 二　［同上］ 6　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。